

入札説明書

(宇陀市立病院 多用途透析装置購入)

(令和8年5月11日付公告)
宇陀市立病院 情報システム管理課

宇陀市立病院 多用途透析装置購入に関する一般競争入札（以下「競争入札」という。）については、入札に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

競争入札に参加する者は、この入札説明書その他の関係規定を承知のうえ、入札するものとする。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、質疑書(別紙 5)を提出し、説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1. 公告日

令和 8 年 5 月 1 1 日

2. 入札執行者

宇陀市長 金剛 一智

3. 入札担当課

〒633-0298

奈良県宇陀市榛原萩原 815 番地

宇陀市立病院 情報システム管理課

電話番号 0745-82-0381 (代表)

4. 入札に付する事項

- (1) 件 名 多用途透析装置購入
- (2) 仕 様 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納 期 契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで
- (4) 作業場所 別紙「多用途透析装置購入仕様書」のとおり

5. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札者の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務にかかる宇陀市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宇陀市物品等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成 26 年 9 月 3 0 日宇陀市告示第 84 号）第 3 条の規定により、入札参加停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国、都道府県、市税及び賦課金等の滞納がない者
- (7) 入札参加資格の申請に際し、宇陀市が求めた個別添付書類が提出済であること。

6. 暴力団等排除について

宇陀市暴力団排除条例（平成 23 年宇陀市条例第 21 号）に基づき、公共事業その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除条例に基づく「誓約書（別紙 1）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙 2）」を提出しなければならない。

なお、令和 8・9 年度宇陀市物品購入等競争入札参加資格がある業者は、提出を省略することができる。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

7. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
- ② 提出場所 入札担当課に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る。）
ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着のこと。

- (2) 提出書類は、所定の競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

なお、令和 8・9 年度宇陀市物品購入等競争入札参加資格がある業者は、②の書類については提出を省略することができる。

- ① 都道府県税及び市町村税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- ② 消費税及び地方消費税納税証明書
- ③ 導入実績（別紙 3）
- ④ 宣誓書（別紙 4）

- (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールにて通知する。

(4) その他

- ① 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は、この競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書類等は返却しない。
- ④ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認められない。

8. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間

令和8年6月9日（火曜日）午後3時まで

(2) 質問方法

質問事項を指定の質疑書（別紙5）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

hp-jouhou@city.uda.lg.jp 宇陀市立病院情報システム管理課 担当 山本

(3) 質問回答

令和8年6月12日（金曜日）までに電子メールにて申請者全員に回答

9. 入札説明会

実施しない。

10. 入札書に記載する金額

(1) 入札書（別紙様式1）に記載すること。

(2) 入札内訳書（別紙様式2）には、入札金額に対応した入札内訳書を作成し、落札決定後速やかに情報システム管理課に提出すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 開札日時及び場所

令和8年6月17日（水曜日）午後1時30分 宇陀市立病院北館3階 231会議室

12. 入札手続等

(1) 入札の参加

「7 入札参加資格の確認等(3)」により通知した確認結果通知に参加資格「有」の記載のある者以外の参加は認めない。（入札の際に確認します。）。

13. 入札方法

(1) 入札書（別紙様式1）を作成し、一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送又は持参）

- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式3）を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。
- (3) 入札書等提出締切：令和8年6月17日（水曜日）正午必着
提出指定場所
〒633-0298
奈良県宇陀市榛原萩原 815 番地
宇陀市立病院情報システム管理課
- (4) 入札書は、表面の封筒に「多用途透析装置購入入札書在中」と朱書きし、裏面に入札者の住所、名称又は商号、代表者を記入すること。
- (5) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- (6) 入札回数は、1回とする。

14. 開札

- (1) 開札は、「11 開札日時及び場所」に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札
- (2) 2名以上の入札書による入札
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札

なお、宇陀市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の確認を受けた者であっても、開札時において「5 入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

16. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、契約は落札額を構成する単価で行う。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上の場合は、法令の定めるところによりくじにより決定する。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 当該落札者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

17. 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額を損害賠償金として納付しなければならない。

18. 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市契約規則第44号）第23条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

19. 契約締結

- (1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- (2) 落札者は、落札決定の日から10日以内に、契約を締結しなければならない。

20. 契約書の作成

契約書は、落札者が作成するものとする。落札者確定後、契約書（案）を提出すること。
なお、仕様書は契約書の一部となる。

21. 異議の申立て

入札した者は、入札後、公告、入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

22. その他

- (1) 入札参加者は、入札についての注意事項を熟読、理解し、これを遵守すること。
- (2) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続以外の目的で使用してはならない。

- (4) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。
- (5) 詳細不明な点は、「8 仕様書等に対する質問」を参照し、問い合わせすること。